

0578

保存期限
決裁指定
決行指定

政務次官
參與官
回付
決裁前
後
連帶
課名

決行(決裁)後
回覽課名

受領番號
陸支密第八三九二號

起元應(課)名

駐蒙軍

件名
蒙古聯合自治政府審計局要員採用箇事ル件

大臣



次官



高級副官



主務副官

官房御用掛

政務次官

參與官

書記官

審案
筆記者

主務局長



主務課長



主務課員



主務局長



提領

昭和 年 月 日

連帶

昭和 年 月 日

決行後

昭和 年 月 日

決行後

昭和 年 月 日

決行後

昭和 年 月 日

決行後

昭和 年 月 日

決行後

昭和 年 月 日

決行後

昭和 年 月 日

決行後

昭和 年 月 日

大臣官房

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

0578

17 47 60

軍件

審案
筆記者

8250

如件招聘者に到着せしむに
 領受
 昭和拾七年參月拾日
 陸軍大臣官房
 軍務課長

(陸支密)

次官ヨリ會計検査院長宛通牒

十月十日附祕第二五七号ヲ以テ御推薦ニ係ル首
題ノ件ニ関シ現地軍ヨリ別紙ノ通入電有之候ニ付
可然御取計ニ相成度及通牒候也

追テ宇ノ澤氏ニ對スル招聘書ハ同政府

表部^{到着次第}送附^候ハキニ付諒承相成度申添ヘ

候

陸支密第四三〇二號

昭和六年十二月廿六日

政府ヨリ駐日代表部宛連絡ヲ

上同部ニ於テ作製表直接合訂

検査院へ提出セル由

秘 寫

0890

陸 軍

甘粕部隊參謀長ヨリ次官宛電報寫

審計局要員宇澤、大西兩名採用ニ關シ異存ナキニ付十一月三十日附
派遣又ハ退職ノ上赴任セシメラレ度

追テ當方採用後ノ待遇ハ左記ノ通りニ付承知相成度

左 記

宇澤薦任三等十二級三百九十七圓（加俸ヲ含ム）

大西委任二等十級二百七十五圓（加俸ヲ含ム）

（終）